

令和4年11月7日

組合員・利用者 各位

北はるか農業協同組合

代表理事組合長 小林 治雄

新型コロナウイルス感染者の全数届出見直しに伴う今後の対応について

標記については、令和4年9月26日（月）から、ご高齢者や重症化しやすい方々に適切な医療の提供を行うため、症状が軽い方々につきましてはご自身の健康管理による自宅療養を基本とした運用に変更されることになりました。

これに伴い、当組合でもこれまでホームページ等において感染者発生のお知らせを掲載しておりましたが、今後は事業への重大な影響がある場合に限り掲載させて頂く方向で対応いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も組合員・利用者の皆さまと職員の安全を最優先に考え、関係機関と連携して、感染拡大防止に努めてまいります。